

令和 5 年 6 月 26 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2022

課題番号：17K03599

研究課題名(和文) 経済制裁の問題点と課題 対抗制裁の罠

研究課題名(英文) Problems and Challenges of Economic Sanctions: Traps of Counter Sanctions

研究代表者

奥迫 元 (Okusako, Hajime)

早稲田大学・社会科学総合学院・准教授

研究者番号：80386557

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：主な成果は3つである。1)制裁の応酬が安全保障環境を悪化させ、紛争解決の妨げになることを示せたこと。2)対抗制裁が人々の生活や人権にもたらす負の影響を明示できたこと。3)公正な制裁の実現にグローバル・ガバナンスの制度構築が必要であることを示せたこと。

なお、King's College LondonのKsenia Kirkhamらとの協力で、The Routledge Handbook of the Political Economy of Sanctions (Ksenia Kirkham, ed., Routledge, October 2023)に成果の一部を反映させることができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

経済制裁の主体としての非国家アクターの関与が顕著となる一方、これをめぐる学術的研究は乏しい。ゆえに、グローバル化および法制化時代の国際公共政策の課題として、「民」による制裁を捉える新たな知の体系の形成を目指す本研究は大きな学術的意義をもつ。

さらに、対抗制裁の応酬の中で激化する副次的制裁(secondary sanctions)の問題、また制裁が昂進させるサプライチェーンへの波及を通じた市民による社会生活・経済活動への悪影響が、昨今のグローバル・パンデミックやロシア・ウクライナ戦争の発生を機にますます顕在化している。この点に鑑み、本研究は大きな社会的意義を担い、社会的貢献も果たし得る。

研究成果の概要(英文)：Our main research results are as follows: 1) demonstration of the fact that exchanges of sanctions can lead to deterioration of security environment among the countries concerned, and create obstacles to peaceful conflict resolution; 2) specification of negative side effects of counter-sanctions measures on social/economic life and activities of ordinary people; and 3) proof of the necessity of constructing global governance institutions for realizing effective and fair/legitimate economic sanctions.

In addition, we could reflect major parts of our research results in a forthcoming book titled The Routledge Handbook of the Political Economy of Sanctions (Ksenia Kirkham, ed., Routledge, October 2023) through research cooperation with Dr. Ksenia Kirkham, a lecturer in Economic Warfare in the Department of War Studies of King's College London.

研究分野：国際政治理論、とくにグローバル・ガバナンスの制度設計に関わる研究

キーワード：経済制裁 金融制裁 対抗制裁 スマート・サンクション

1. 研究開始当初の背景

「制裁」(sanction)に関しては、いくつかの種類に分類することが可能である。制裁をその行為主体から分類すると、二種に分類可能である。まず一点目は「国際機関主導型経済制裁(International Organization led Sanction)」であり、国際連合安全保障理事会決議、総会決議や欧州連合のような地域的国際機構の決定により、加盟国がその決議・決定に従って実行するものである。二点目は「国家主導型経済制裁(State-led Sanction)」であり、国連決議などを経ずに国家が単独の主権行為として他国に対して制裁を実施し、アメリカの対キューバ制裁がこれに該当する。また日本の対北朝鮮制裁のように、北朝鮮の核開発に対して国連が主導する経済制裁に加えて、日本固有の拉致問題解決のために制裁を単独で強化する例が存在している。このような国家主導型経済制裁に関し、国家をその制裁の唯一のアクターとするのではなく、「民」と「官」の相乗効果を狙った「ハイブリッド制裁」というものを想定することが可能であろう。「官」はナショナリズムを鼓舞し、「民」を動員(例:ロシア)して対抗制裁を実施したり、逆に様々な影響力資源を行使したうえで「民」が「官」をそそのかしたりすることもありうる。しかしながら権威主義体制の場合、「民」の影響力資源は限定的なものである可能性が高いが、「官」の側も統治の正統性確保のために、「民」に対して一定の配慮を行う可能性がある。本研究は、特に国家主導型制裁に焦点を当てた上で、そのような官の政策決定への影響と、民の変質を問うものである。即ち、相互連関関係にある「官」と「民」の関係性に関して一層検討を深めることで、学術・社会に資するものである。

2. 研究の目的

本研究は『「民」の経済制裁の発生要因に関する研究』(平成24年度~27年度基盤研究)の研究成果である民間企業は民間団体が主体的に関与し標的となる経済制裁の研究成果を引き継ぎ、制裁がなされた後の対抗制裁(counter sanctions)に焦点を当てて研究を行ってきた。本研究では、制裁を二種に分類したうえで、それぞれの場合における対抗制裁の有無や、その条件などに関する分析を通じて、グローバル化および法制化時代を迎えた国際/グローバル公共政策の課題として、「民」による制裁という事象を学術的にとらえる新たな知の体系を形成することを目的とするものである。

3. 研究の方法

本研究は、平成22年度以降実施してきた早稲田大学現代政治経済研究所グローバル市民社会部会(代表:山本武彦【本研究分担者】)並びに『「民」の経済制裁の発生要因に関する研究』(基盤研究(c)平成24年度~27年度)の研究成果をふまえ、さらなる研究の発展を目指すものである。研究では、これまでの研究に基づく「民」に関する経済制裁研究の成果を踏まえ、「対抗制裁」と「民の制裁」の関係性に関して研究成果を発展させていくものであり、以下3つの仮説の検証を研究代表者・分担者間で行ってきた。

(1)【第1仮説:対抗制裁は国連制裁に対しては発生しにくい】の検証

本研究は、規範化やパワーに着目しつつ制裁の構造に関して分析および理論化を進めるべく、まず、上記第1仮説の検証を試みた。

ウクライナ危機における制裁は国連主導型制裁ではなく、国家主導型制裁である。EUは国際機関の一種であるが、制裁事例においては単一のアクターとして行動している事を考慮に入れると、国家主導型制裁の一典型であると考えることが可能である。上記の状況の場合、アメリカ・EUともに各国と協調しつつ国連決議などの国連の権威なしで制裁を決定し、ロシア側もEU・アメリカに対し農産物の輸入禁止などの「対抗制裁」を実施している。対抗制裁を実施した背景には国内・国際の2レベル・ゲームにおいて様々な要因を想定することが可能であるが、そのうちの一つが、国連決議が有すると想定される「権威」の有無である。そこで本研究では最初に、以上の第1仮説を検討・分析を実施し、理論化を試みた。

(2)【第2仮説:対抗制裁は、非民主主義国ほど起こりやすい(体制仮説)】の検証

制裁を受けた際に、被制裁国の政治体制によって当該被制裁国が対抗制裁を実施するかに着目し研究を実施した。対抗制裁を実施した場合想定されることは、制裁解除が遠のき、同時に制裁が継続するにつれ経済的な打撃は大きくなるということである(「対抗制裁の罠」)。この結果国際・国内の政治対立は激化するが、民主主義国家ではこの政治的対立が政権担当者の交代につながり、経済制裁自体の解除もしくは緩和につながる可能性を見出すことが可能である。しかし権威主義国家・独裁国家では政権の正当性論拠を市民の支持にのみは依拠しないので、制裁の解除・緩和に直結することはないと考えることができる。

論証にあたっては権威主義国家や独裁国家における市民の動員など国家体制論などの検討を行ったうえで理論化を模索した。

(3)【第3仮説:対抗制裁は民需ほどなされやすい(領域仮説)】の検証

相互依存論よれば経済関係に関する相互依存が進展するほど互いに過激な外交手段をとることは困難になる。つまり何らかの問題が起きた際、その問題や問題が発生した当該国の性質を問わず、相手国に対し外交的に取りうる手段は限定される。相互依存下にある現代世

界では、経済部門を軍需と民需に大分した場合には、民需部門の方が制裁の成立する可能性が多く、同時対抗制裁も実施されやすくなる。リアリストの視点に立てば、制裁は外交の一手手段であり、軍需制裁を実施した方が相手国の軍事的な国力をそぐことになる。しかし新自由主義制度論に立った場合、民需に対する制裁や対抗制裁を実施することで、特に単独制裁ではない共同制裁の場合、それ自体に制度的作用が添加され制裁や対抗制裁の終了がなされにくい。民需に対する制裁・対抗制裁は国民経済に直結する部門であるために制裁の正当性を国民に訴える必要があり、その正当性アピールのために政権の政策選択範囲が狭くなることもある。その結果政権の意図と異なり、制裁・対抗制裁が長期化する可能性がある。

第3仮説の検証にあたっては、複数の民需を対象とした制裁に関して検討を行った。さらに、その上で研究の最終段階として、3つの仮説をめぐる検証を多角的/体系的に検討した。なお、研究成果については、適宜国際学会 ISA(International Studies Association)にて報告を行うとともに、Routledge等の海外の出版社からの図書の出版を目指した。

4. 研究成果

(1) 本研究では、まず第1仮説の検証を中心に、主に以下3点の研究活動を行った。

冷戦期以降の特定国による経済制裁の事例研究に関わる論文(山本)、国連を通じたマルチラテラルな経済制裁の現状と課題に関する論文(庄司、本多)

研究分担者による学会報告(山本、庄司、本多、玉井)

立命館大学における研究分担者である宮脇による制裁に関するワークショップ、さらに東京海洋大学における地域文化学会(Association for Regional and Cultural Studies)の月例会・公開セミナーの一環としてラウンドテーブルの開催

なお、このうち(3)の両イベントにおいて、研究協力者である Eric Delidji Degila 氏(ジュネーブ国際開発高等研究所准教授、ベニン共和国国立行政学院特任教授)の参加を実現させることができ、対抗制裁に関する第1仮説を中心に、第2、第3仮説にまで踏み込んだ、深く、かつ広範な議論を行うことができた。とくに、第1仮説と密接にかかわる経済制裁の定義をめぐる研究成果について下記にて付言したい。

経済制裁は、国際関係において広く用いられてきた政策手段であるが、その定義や分類法は必ずしも明確にされてきたわけではなく、国益(national interest)や安全保障(security)等他の重要概念と同じく、むしろ依然として極めて曖昧模糊とした概念である。一般的な用語解説によれば、経済制裁とは、総じて、国際法違反等の国際義務違反を犯したとされる国に対して「経済的なパワーを行使すること」、たとえば、貿易・金融取引の規制・停止や援助等の経済的恩恵の削減・撤回等によってその「不法行為を停止させ、権利や利益を著しく侵害された国の法益や安全を回復、あるいは国際社会の平和を復活させることを目的とする行為をいう」が、同時にその一方で、「経済制裁がしばしば特定国家の対外政策の目的を達成するための武器として実施されることもある」とされる。整理すると、経済制裁は、その実施形態の違いにより、制裁の実施・授権をめぐる権限を有する国際機関(具体的には、かつての国際連盟および現在の国際連合)の決議に基づき、国際社会の平和と安全の侵害等、重大な国際法違反を是正することを目的として、不特定の国家によって集団的に遂行されるもの(集団的制裁)と、個別のアクターによって、安全保障等重要な利益を追求する政策手段として、制裁対象となるアクターの行動を修正・変更させることを目的に講じられるタイプのもの(単独[独自]的制裁)とに区分される。なお、協力する複数の国家や、EUのような国際機構によって、国際連合の枠組みの外で実施される経済制裁については、「組織化された単独的制裁」としてこれを単独(独自)的制裁の一種として捉える研究もある。

ただしここにおいて、一方における国連安全保障理事会の決議によって授権・実施される加盟国に義務付けられた集団的経済制裁と、他方における特定の国家(国家群)により独自に履行される、個別の国際義務違反や利益侵害を犯したとされる国家に対する単独的経済制裁を、相互に切り離して二項対立的・二分法で捉えることは適切ではない。なぜなら、特定の国家(群)が個別的理由から特定の国家を制裁しようとする場合、その国家(群)は、可能な限りその制裁を、国連を通じて普遍的なものとして実施することを望むかもしれないからであり、逆に、特定の国家が、国連を通じた集団的制裁として実施されていた制裁を不足とし、安保理決議による授権を経ることなく独自に追加的制裁を発動することも起こりうるからである。したがって、この点において経済制裁は、一方における純粋な集団的制裁と、他方における純粋な単独的制裁を両極とする連続線上で捉えられるべきものである。

さらに、近年、客体であれ、主体であれ、経済制裁において重要な役割を担い、影響力をもつアクターとして、非国家アクターに対する関心が高まっている。経済制裁の客体としての非国家アクターに注目すると、グローバル化の進展の下で、多国籍企業や金融機関を経済的規制・制裁の対象とする動きが顕在化している。加えて、犯罪組織やそのネットワークのトランスナショナル化が進展する中、アメリカを中心とする先進国は、経済制裁の対象をテロリストや麻薬取引者にまで広げるようになった。

次に、制裁の主体としての非国家アクターに注目すると、近年、多様なアクターが経済制裁活動に直接的であれ間接的であれ関与・参加するようになってきている。例として、環境汚染や人権侵害で悪名高い特定の企業やその商品に対する不買運動を主導する NGO や消費者団体や、「社会的責任ある投資(SRI[Social Responsible Investment])」を通じて企業の経営

活動の制約を試みる企業や金融機関等市場アクター、さらに経済制裁の積極的主体として重要な役割を果たすようになった地方自治体などが挙げられる。

最後に、経済制裁の追求ではなく、逆にその効果を減殺・無効にする「制裁破り(sanction-busters)」としての非国家アクターの側面にも注目する必要がある。とくに、「制裁破り」を行う市場アクターには、制裁対象国やその近隣諸国の企業のみならず、制裁開始以前にそれらの企業と取引を行ってきた制裁実施国の企業も含まれる点に留意する必要がある。

以上を踏まえ、本研究における経済制裁の概念について以下の定義を導くことができた。「経済制裁とは、制裁実施アクター(国家・非国家を含む)が、安全保障(人間の安全保障を含む)を中心とする『死活的』(とされる)価値・利益を追求すべく、何らかの法理を根拠あるいは口実にして、経済的パワー(時に軍事的パワーも背景として)を行使することを通じて、制裁対象アクター(国家・非国家を含む)の政策・行動の修正・変更を迫る行為である。」

(2) 続いて本研究では、第2・第3の仮説をめぐる、主に以下のような研究活動を行った。グローバル化時代の経済制裁をめぐる安全保障研究に向けた、安全保障の概念分析を試みる論文(奥迫)、近年のアジア、太平洋、およびユーラシア大陸を取り巻く地政学・地経学的諸条件・諸争点を検討する論文(山本)および図書(宮脇)

「民」の制裁をテーマとする研究会の開催

国連による「スマート・サンクション」と金融制裁に関する英文図書の分担執筆(本多)

第3仮説をめぐる「民」の経済制裁の観点から下記のような大きな成果が得られた。

「民」主導の制裁の形態は、消極的制裁(ボイコット等)と積極的制裁(破壊活動等)に二分される。消極的制裁であるボイコットの一つをなす不買運動は、一般市民によるものであると同時に、個人の力を積極的に肯定している社会心理に基づいている。その動機は、個人的信念に基づくとはいえ、現在あるいは将来的に形成されうる国際規範の形成を志向するものであり、強い動機は共感を呼び共時性を拡大させる。不買運動以外にも、ボイコットに分類されるものとして、流通中止・販売中止がある。代表的な例として、1995年のフランスの核実験に際し、フランス製のネクタイやバッグ等の仕入れ停止を行った家電・カメラ量販店の「ビックカメラ」の事例が挙げられる。

積極的制裁に分類される破壊活動(物品を破壊する行為)は、違法行為であるにもかかわらず、特定の対象国を想定して市民による破壊活動が繰り返られることがある。たとえば2012年、尖閣諸島の「国有化」に伴い中国の反日運動で日系企業に対して行われた破壊活動とそれに伴う営業不能の生起がその一例である。とくに民主義国同士の場合、パトナム(Robert D. Putnum)の2レベル・ゲームで示されるように国内世論は対外政策に一定の影響を与え、交渉の行方を左右することもある。

さらに、今世紀に入り官民共同型のハイブリッド制裁も登場し、ますます多用されるようになってきている。これには、「民」主導型と官主導型の両者が確認できるが、いずれも経済制裁をめぐる新たな研究領域をなすものである。

(3) 研究の集大成をなす、3つの仮説全てを視野に入れた、多角的・体系的検討については以下のような研究活動を行った。

研究代表者・分担者を中心とした、理論と実践の両者の観点から、グローバル・ガバナンスの一環としての経済制裁の現状と課題について検討する国際学会(ISA)での報告(奥迫、玉井、本多、宮脇)

を契機として実現した、King's College LondonのDr. Ksenia Kirkhamらとの研究協力の実施

立命館大学環太平洋文明研究センターとの共催による、経済制裁(ロシア・ウクライナ戦争を受けた経済制裁を含む)をめぐる3度のウェビナーでのシンポジウムの開催

これに関しては、とくに経済制裁のグローバル・ガバナンスの必要性とその可能性をめぐる、大きな研究の進展をえることができた。

管見の限り、先行研究で経済制裁をめぐる諸問題をグローバル・ガバナンスの文脈から扱ったものはほとんどない。経済制裁においてグローバル・ガバナンスが必要とされるのは、実際の経済制裁の多くが、正当・合法的なものとして想定されている2つの理念型(国連憲章第7章に基づく集団的制裁と、自衛権の延長で捉えられる対抗措置[counter measures]を代表とする単独[独自]的制裁)のいずれから大きく逸脱して実施されているにもかかわらず、こうした逸脱行為を監視・抑制するための制度的枠組みが不在だからである。

国連安全保障理事会、とくにその常任理事国5大国によって集団的制裁をめぐる意思決定が支配されているとよい、現行の国連経済制裁レジームもまた、その意思決定過程が大国による利害関心に左右されざるをえなくなるなど、克服すべき大きな問題と限界を抱えている。このことから、経済制裁をめぐる各種基準の設定や意思決定、さらには政策の実施について、より公正かつ効果的な対応を可能にすべく、欧米先進国が主導・支配する傾向にある現行の国際経済制裁レジームを、国家・非国家を問わず、より広範な地域、また複数の地理的レベルに属する多様なアクターに対して開かれたガバナンス・システムへの改編・改革することが求められている。その制度設計の糸口となりうるのが、マルチレベル・ガバナンスとマルチセクター・ガバナンスの2概念である。

この2つの概念の意義は、グローバル化に伴う「3重の越境化」の視点から確認できる。まず、ローカルからグローバルに至る全ての地理的レベルにまたがって、経済、環境、保健・

衛生等広範なイシュー領域において「脱領域化(deterritorialization)」、すなわち大規模な「社会関係・交流の空間的編成の変容」を促す過程が顕在化している(「空間の越境化」)。

第二に、地球的諸問題がもつ複合的な性質、すなわち「問題領域間の越境化」により、1つの政策をめぐる複数の問題領域を同時に考慮・検討する必要が高まっている。これらは各問題領域での機能的分業では適切に対処できないため、複合的なガバナンスの制度設計・構築・運用が求められる(「問題領域の越境化」)。

第三に、上記2つの越境化の帰結として、アクター間の垂直的越境化(地理的レベル間)と水平的越境化(社会セクター間)が進展しつつある。グローバル化によって生じる新たな複合的問題への対処には、公的セクター以外の専門家や当事者(stakeholders)も含む「知識の収集・交換・共有・利用(open sourcing)」が必要になる。

このような「3重の越境化」の観点から、まず「空間の越境化」との関りにおいて、経済活動やこれをめぐる諸現象がグローバルな規模でトランスナショナル化を進める中、経済制裁をめぐるレジームも、ローカルからグローバルに至るマルチレベルなガバナンス制度への再編されることが求められることになる。次に「問題領域の越境化」については、安全保障概念の拡散・深化を受けて、経済制裁政策を通じて追求される目的もますます多様化・複合化する中。経済制裁に関する諸基準や諸政策に関する意思決定およびその実施には、国連安保理のみならず、それぞれの分野で専門的知識や経験、スキルを備えた多種多様なアクター間の横断的調整、連携、協力が不可欠となる。最後に「セクター間の越境化」の視点からは、近年、国家・政府に限らず、経済制裁の対象が、企業や財団、慈善団体、さらには個人に至るおよそ全ての非国家にまで拡張したことに加え、これら非国家アクターがそれぞれ経済制裁の主体としての役割も担うようになってきている状況に鑑みて、国家・非国家を問わず多様なアクターが、提携・協働して公共政策形成にあたる場の創出が必要となっている。

以上の見地から、より効果的で公正なグローバル経済制裁ガバナンスを追求するに際し、有効性を発揮しうる制度的形態の1つとして注目すべきが、マルチセクター型ガバナンス、中でもとくに3セクター間グローバル公共政策ネットワークである。これはグローバル公共政策ネットワークのうち最も包括的なもので、公的アクター、市場アクターおよび市民社会アクターの3セクター全てによって構成され、既存の代表例としては Global Fund to Fight AIDS, Tuberculosis and Malaria (GFATM)等が挙げられる。

3セクター間のマルチセクター型ガバナンスが効果と公正の両面でグローバル・ポリティクスに正統性を高めることに貢献しうると評価する研究は多い。まず効果の面に関して、このガバナンス形態は、各セクターがもち資源を協働的關係の下でプール、交換・共有、活用することで、グローバルな公共問題の解決に必要な公共財・共有財の供給に貢献しうる公共政策メカニズムとして期待されている。公正の観点からは、3セクターによるマルチセクター型ガバナンスは、これまで周辺化を余儀なくされてきた人々・集団に意思決定への参加の機会を提供する点で、ガバナンスの民主化に資するものとみなされている。

経済制裁との関わりの深いマルチセクター型のガバナンスとしては、既にキンバリー・プロセスが存在する。ダイヤモンドの販売・流通をめぐる認証制度であるキンバリー・プロセスは、1993年に、アンゴラの反政府武装組織(UNITA)に対し、国連による「狙い撃ち」制裁が課せられた際、彼らが資金源にしていたダイヤモンドが主な制裁対象とされたことがきっかけとなり創設された、典型的な3セクター参加型のガバナンス・ネットワークである。

本研究を通じて、今後よりスマートな経済制裁のガバナンスの制度設計をめぐる理論的・経験的研究を進展させるために、グローバル・ガバナンス研究全体の中に位置づけることが必要であることを明らかにするとともに、そのための基本的視座を確認することもできた。

なお、研究遂行に際して、Dr. Ksenia Kirkhamら複数の海外の研究者と研究協力のためのネットワークを築けた意義は大きかった。コロナ禍による研究活動の中断もあり、独自の英文図書の出版という目標は達せられなかったが、研究成果の一部を分担執筆者(奥迫・宮脇)として貢献した今秋発行予定の英文図書(Ksenia Kirkham, ed., *The Routledge Handbook of the Political Economy of Sanctions*, Routledge, October 2023)に反映させることができたことも本研究の大きな研究成果の1つである。

<引用文献>

伊東秀章「抗議行動の研究-フランスの核実験再開に対する抗議を例として」、『社会心理学研究』13巻3号、1998年、170-182頁。

川田侃・大畠英樹編『国際政治経済辞典』(改訂版)、東京書籍、2003年、188頁。

Alexander, Kern, *Economic Sanctions: Law and Public Policy*, Palgrave Macmillan, 2009.

Benner, Thornsten, Wolfgang H. Reinicke and Jan Martin Witte, "Multisectoral Networks in Global Governance: Toward a Pluralistic System of Accountability," *Government and Opposition* 39(2), 2004, pp. 191-210.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計19件（うち査読付論文 3件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 奥迫元	4. 巻 8
2. 論文標題 「古典的現実主義の今日的意義と可能性 建設的多元主義を求めて」	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 『グローバル・ガバナンス』（グローバル・ガバナンス学会）	6. 最初と最後の頁 22-35
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 庄司真理子	4. 巻 22
2. 論文標題 「ACUNS-Tokyo2020に参加して」（日本国際連合学会）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 『国連研究』（日本国際連合学会）	6. 最初と最後の頁 227-230
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 庄司真理子	4. 巻 22
2. 論文標題 「渉外委員会報告」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 『国連研究』（日本国際連合学会）	6. 最初と最後の頁 231-234
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 玉井雅隆	4. 巻 42
2. 論文標題 The exchange of information and the role of media in North East Asia - Asian and European Situation -	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 『東北公益文科大学総合研究論集』	6. 最初と最後の頁 137-145
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 庄司真理子	4. 巻 11
2. 論文標題 「2020年度総合地域研究所共同研究報告書：敬愛SDG s プロジェクトー千葉で学生の自律性を育てる教育方法の全学共同研究ー」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 『総合地域研究』	6. 最初と最後の頁 79-90
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 庄司真理子	4. 巻 11
2. 論文標題 「プロジェクト・ノート：敬愛SDG s プロジェクト：1年次後期基礎演習および2年次演習におけるSDG s の取り組み」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 『総合地域研究』	6. 最初と最後の頁 119-123
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 玉井雅隆	4. 巻 40
2. 論文標題 "The OSCE, Neutral position and Mongolia: Can Mongolia play the role of Finland in northeast Asia?"	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 東北公益文科大学総合研究論集	6. 最初と最後の頁 3-15
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 玉井雅隆	4. 巻 第37巻
2. 論文標題 「欧州安全保障協力会議（CSCE）プロセスにおける周辺的問題の中心化と中心的問題の周辺化 紛争の平和的解決問題と地中海地域問題の変容を例として」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 『東北公益文科大学総合研究論集』	6. 最初と最後の頁 103-121
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 庄司真理子	4. 巻 第10号
2. 論文標題 「総合地域研究所 共同研究報告書：2018年度世界に向けて千葉の企業と教育の活性化－持続可能な開発目標（SDGs）に向けたESG投資とESD教育－（Ⅰ）」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 『敬愛大学総合地域研究』	6. 最初と最後の頁 65-88
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 庄司真理子	4. 巻 第10号
2. 論文標題 「総合地域研究所 共同研究報告書：2019年度世界に向けて千葉の企業と教育の活性化－持続可能な開発目標（SDGs）に向けたESG投資とESD教育－（Ⅱ）」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 『敬愛大学総合地域研究』	6. 最初と最後の頁 88-112
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 玉井雅隆	4. 巻 第49号
2. 論文標題 「パチカンと国際政治 CSCEにおけるパチカンの役割と宗教」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 『平和研究』	6. 最初と最後の頁 63-86頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 玉井雅隆	4. 巻 第35号別冊
2. 論文標題 「CSCE・OSCEプロセスにおける移民と難民 家族の再結合問題に焦点を当てて」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 東北公益文科大学『東北公益文科大学総合研究論集』	6. 最初と最後の頁 13-26頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 玉井雅隆	4. 巻 第5号
2. 論文標題 「ウィーンの東」と「ウィーンの西」 OSCEにおける分断とその要因」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 『グローバル・ガバナンス』	6. 最初と最後の頁 22-44頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 本多美樹	4. 巻 第31号
2. 論文標題 「安全保障概念の多義化と国連安保理決議」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 『アジア太平洋討究』	6. 最初と最後の頁 121-137頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 庄司真理子	4. 巻 第8号
2. 論文標題 "Features of UN Sanction Regime: From Responsibility to Protect to Counter Terrorism"	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 敬愛大学『総合地域研究』	6. 最初と最後の頁 pp. 61-83頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 本多美樹	4. 巻 Vol. 17
2. 論文標題 "UN Targeted Sanctions and Human Rights: Emerging legal challenges and political concerns"	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 Waseda Studies in Social Sciences	6. 最初と最後の頁 pp. 25-41.
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 本多美樹	4. 巻 31号
2. 論文標題 「安全保障概念の多様化と国連安保理決議」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 アジア太平洋討究 白石昌也教授退職記念号	6. 最初と最後の頁 121-138頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮脇昇	4. 巻 3号
2. 論文標題 「北東アジア・エネルギー安全保障レジームを構築する」	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 グローバル・アジア・レビュー	6. 最初と最後の頁 13-14頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 玉井雅隆	4. 巻 18号
2. 論文標題 「国連と欧州安全保障協力機構の協働体制 相互補完関係の成立に関する一考察」	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 国連研究	6. 最初と最後の頁 151-181頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計50件（うち招待講演 5件 / うち国際学会 19件）

1. 発表者名 Hajime Okusako
2. 発表標題 "Global Economic Sanctions and Global Governance - Theoretical Approach to Sanctions"
3. 学会等名 International Studies Association (ISA) (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 奥迫元
2. 発表標題 「古典的現実主義の今日的意義と可能性 建設的多元主義を求めて」
3. 学会等名 グローバル・ガバナンス学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 奥迫元 (討論者)
2. 発表標題 「経済と安全保障」
3. 学会等名 日本国際政治学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 宮脇昇
2. 発表標題 「国際レジームの争点領域 新自由主義制度論の見地から」
3. 学会等名 日本国際政治学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Miki Honda
2. 発表標題 “ COVID-19 and Japan ”
3. 学会等名 COVID-19 and Implications for Atrocities Prevention: Lessons from East Asia, Asia Pacific Partnership Atrocity Prevention (APPAP), Asia-Pacific Centre for the Responsibility to Protect (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Miki Honda (Chair)
2. 発表標題 “Global Governance and Sanctions: From the theory and reality”
3. 学会等名 International Studies Association (ISA) (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 白井実穂子
2. 発表標題 「環境と安全保障」
3. 学会等名 日本公益学会大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 坪内淳
2. 発表標題 「レジーム論とリアリスト」
3. 学会等名 日本国際政治学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Mariko Shoji (Commentator)
2. 発表標題 “Non-State Actors”
3. 学会等名 The Japan Association for United Nation Studies (JAUNS)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Hajime OKUSAKO
2. 発表標題 "Global Economic Sanctions and Global Governance - Theoretical Approach to Sanctions"
3. 学会等名 International Studies Association (ISA) 62nd Annual Convention (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Noboru MIYAWAKI
2. 発表標題 "A Different Corner: "Pandeconomy" without Pandemonium in NEA"
3. 学会等名 Webinar on China-Japan-ROK Industrial Cooperation amid Global Spread of the COVID-19
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Masataka TAMAI
2. 発表標題 "Energy Security, Economic Sanction and the OSCE: From Economic Dimension to Security Dimension"
3. 学会等名 International Studies Association (ISA) 62nd Annual Convention (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Masataka TAMAI
2. 発表標題 Cultural CSBM and North East Asia - From the viewpoint of the CSCE experiences -
3. 学会等名 19th East Asia Seminar on the United Nations System (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Masataka TAMAI
2. 発表標題 North East Asian Security and European experience - Can Mongolia play a role like Finland in the North East Asia?
3. 学会等名 Global Conference on Advances in Business and Social Science(GCABSS-2019) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 玉井雅隆
2. 発表標題 「欧州安全保障協力会議（CSCE）プロセスにおける周縁的問題の中心化と中心的問題の周辺化 紛争の平和的解決問題と地中海地域問題の変容を例として」
3. 学会等名 日本国際政治学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 玉井雅隆
2. 発表標題 CSCEプロセスに見る公共財としての「平和」と宗教
3. 学会等名 日本平和学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 庄司真理子
2. 発表標題 「プラクティス・セオリーを超えて 規範の多極化、多元化、複雑化とIR/IL研究の課題」
3. 学会等名 日本国際政治学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Mariko SHOJI
2. 発表標題 AI vs. Human Being-Toward Society5.0
3. 学会等名 The 19th Trilateral East Asian Seminar on the United Nations System (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Mariko SHOJI
2. 発表標題 Theoretical Background of Global Norm Process : Implementation Process and Executing Process of Business and Peace of the UN Global Compact
3. 学会等名 Annual Convention of International Studies Association (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Miki HONDA
2. 発表標題 Japan ' s Strategies for advancing diplomacy in the United Nations: Discussion in the context of Japan-U.S. cooperation
3. 学会等名 Center for Strategic & International Studies (CSIS) (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Noboru MIYAWAKI
2. 発表標題 Cooperation between Landlocked Area and Islands Area in NEA
3. 学会等名 the Sixth Ulaanbaatar Dialogue on NEA Security (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 奥迫元
2. 発表標題 「グローバル化時代の国際理論に関する一考察 公正で効果的なグローバル・ポリティクスを求めて
3. 学会等名 日本国際政治学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 山本武彦
2. 発表標題 「激震・東芝事件から30年 輸出管理ガバナンスの変化を追う」
3. 学会等名 日本安全保障貿易学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 山本武彦
2. 発表標題 「ユーラシア地戦略の相克とグローバル・ガバナンス connectographyとの関連で」
3. 学会等名 グローバル・ガバナンス学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 山本武彦
2. 発表標題 "Changing Contours of East Asia: Challenges and Opportunities"
3. 学会等名 Jawaharlal Nehru University (New Delhi) and Japan Foundation (招待講演)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 山本武彦
2. 発表標題 "Foreign and Security Policy of Japan"
3. 学会等名 Lecture at Presidency University, Kolkata, India (招待講演)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 山本武彦
2. 発表標題 「地経学的競争の時代とナショナル・インタレスト」
3. 学会等名 立命館大学大学院政策科学研究科エネルギー戦略と地経学『』研究会 (招待講演)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 庄司真理子
2. 発表標題 "Soft Law Regulation as the UN Global Compact: Business for Peace"
3. 学会等名 The Academic Council of the United Nations System (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 庄司真理子
2. 発表標題 "Theoretical Background of Global Norm Process: Implementation Process and Executing Process of Business and Peace of the UN Global Compact"
3. 学会等名 International Studies Association (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 玉井雅隆
2. 発表標題 "The OSCE, Finland and Mongolia - Can Mongol Play a Role Like Finland in the North East Asia?"
3. 学会等名 ULAANBAATAR DIALOGUE ON NORTHEAST ASIAN SECURITY (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 玉井雅隆
2. 発表標題 "Un'protected Minorities in the European Continent"
3. 学会等名 グローバル・ガバナンス学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 玉井雅隆
2. 発表標題 "Regional Organization and the UN How does the co-operate with the UN?"
3. 学会等名 The Academic Council of the United Nations Systems (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 玉井雅孝
2. 発表標題 "The exchange of information and the rold of media in North East Asia Asian and European Situation
3. 学会等名 The 18th East Asian Seminar on the United Nations System
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 本多美樹
2. 発表標題 「国際秩序の安定化のための平和構築活動を考える 価値規範の共有をめぐる多様なアクターの関与と調整に注目して」
3. 学会等名 グローバル・ガバナンス学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 本多美樹
2. 発表標題 "Japan 's New Immigration Policy and Its Future Implications for Asian migrant workers"
3. 学会等名 Consortium of Non-Traditional Studies in Asia (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 山本武彦
2. 発表標題 Deemed Export Control of Japan
3. 学会等名 The International Group of Experts on Export Regulations (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 山本武彦
2. 発表標題 Changing Contours of East Asia: Challenges and Opportunities
3. 学会等名 The Young Scholar's Conference co-organized by Jawaharlal Nehru University and Japan Foundation
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 山本武彦
2. 発表標題 激震・東芝事件から30年 輸出管理ガバナンスの変化を追う
3. 学会等名 日本安全保障貿易学会第25回研究大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 山本武彦
2. 発表標題 経済・技術安全保障をめぐる国際関係と日本
3. 学会等名 経済・技術安全保障を考える国会議員連盟設立総会（招待講演）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 山本武彦
2. 発表標題 東芝メモリー買収問題と経済・技術安全保障
3. 学会等名 磐田市民講座（招待講演）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 庄司真理子
2. 発表標題 「紛争予防規範と平和構築規範の複合と交錯 国連におけるマルチステークホルダー・プロセスの生成過程を例として」
3. 学会等名 グローバル・ガバナンス学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 庄司真理子
2. 発表標題 "Global Accountability and the UN Norm: The UN Global Compact as the Global Norm"
3. 学会等名 Annual Convention of International Studies Association (Hong Kong) (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 庄司真理子
2. 発表標題 「グローバルな安全保障における国連と企業」
3. 学会等名 IPE研究会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 本多美樹
2. 発表標題 「国連安保理による経済制裁の変遷と新たな局面」
3. 学会等名 金融制裁研究会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 本多美樹
2. 発表標題 「国際秩序の維持と平和構築戦略としての『法の支配』 普遍的な価値基準として法機能は共有されるのか?」
3. 学会等名 日本国際平和構築協会研究大会(東京大学駒場キャンパス)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 宮脇昇
2. 発表標題 「モンゴルの中立政策と対口関係」
3. 学会等名 ロシア東欧学会(一橋大学)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 宮脇昇
2. 発表標題 "Non-nuclear status of Neutral Mongolia"
3. 学会等名 Mongolian Youth Federation for North East Asia (Ulaanbaatar)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 玉井雅隆
2. 発表標題 「移民労働者と欧州」
3. 学会等名 グローバル・ガバナンス学会 2017年度研究大会部会報告(名古屋大学)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 玉井雅隆
2. 発表標題 "Minority Rights Regime in the OSCE and UN"
3. 学会等名 ACUNS(Academic Council on the United Nations System) (ソウル市)(国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 玉井雅隆
2. 発表標題 「多極共存型民主主義」とマイノリティ 談合は紛争を予防できるか」
3. 学会等名 日本公共政策学会 2017年度研究大会部会報告(富山大学)
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計30件

1. 著者名 庄司真理子・宮脇昇・玉井雅隆 (共編著)	4. 発行年 2021年
2. 出版社 晃洋書房	5. 総ページ数 250
3. 書名 『新グローバル公共政策』改訂第2版	

1. 著者名 多賀秀敏 編著	4. 発行年 2020年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 406
3. 書名 『平和学から世界を見る』	

1. 著者名 庄司真理子・宮脇昇・玉井雅隆 編著	4. 発行年 2021年
2. 出版社 晃洋書房	5. 総ページ数 251
3. 書名 『新グローバル公共政策』改訂第2版	

1. 著者名 Sachiko Yoshimura, ed.	4. 発行年 2021年
2. 出版社 Routledge	5. 総ページ数 217
3. 書名 United Nations Financial Sanctions	

1. 著者名 ナンジン・ドルジスレン、玉井雅隆、玉井良尚、宮脇昇	4. 発行年 2021年
2. 出版社 志學社	5. 総ページ数 73
3. 書名 『コロナに挑む内陸国』	

1. 著者名 玉井雅隆	4. 発行年 2021年
2. 出版社 志學社	5. 総ページ数 217
3. 書名 『欧州安全保障協力機構(OSCE)の多角的分析 「ウィーンの東」と「ウィーンの西」の相克』	

1. 著者名 山本武彦	4. 発行年 2020年
2. 出版社 志學社	5. 総ページ数 264
3. 書名 『山本武彦著作選集2 国際関係一般』	

1. 著者名 山本武彦	4. 発行年 2020年
2. 出版社 志學社	5. 総ページ数 282
3. 書名 『山本武彦著作選集3 科学技術と国際関係』	

1. 著者名 山本武彦	4. 発行年 2020年
2. 出版社 志學社	5. 総ページ数 266
3. 書名 『山本武彦著作選集 輸出管理・経済制裁』	

1. 著者名 宮脇昇 編	4. 発行年 2019年
2. 出版社 志學社	5. 総ページ数 310
3. 書名 『国際関係の争点』	

1. 著者名 稲垣文昭、玉井良尚、宮脇昇 編	4. 発行年 2020年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 186
3. 書名 『資源地政学』	

1. 著者名 Mia Mahmudur Rahim (ed.)	4. 発行年 2019年
2. 出版社 Springer	5. 総ページ数 185
3. 書名 Code of Conduct on Transnational Corporations: Challenges and Opportunities	

1. 著者名 公益財団法人日本国際連合協会	4. 発行年 2019年
2. 出版社 三修社	5. 総ページ数 292
3. 書名 『新わかりやすい国連の活動と世界』	

1. 著者名 日本国際政治学会 編	4. 発行年 2019年
2. 出版社 国際書院	5. 総ページ数 299
3. 書名 『変容する国際社会と国連』	

1. 著者名 大曾根寛 他 編	4. 発行年 2019年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 736
3. 書名 『福祉社会へのアプローチ[上巻]』	

1. 著者名 多賀秀敏 編著	4. 発行年 2020年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 406
3. 書名 『平和学から世界を見る』	

1. 著者名 山本武彦	4. 発行年 2020年
2. 出版社 志學社	5. 総ページ数 264
3. 書名 『山本武彦著作選集 第1巻 国際関係論』	

1. 著者名 進藤榮一 他 編	4. 発行年 2018年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 240
3. 書名 一帯一路構想からユーラシア新世紀の道	

1. 著者名 山本武彦、宮脇昇 共訳	4. 発行年 2018年
2. 出版社 志學社	5. 総ページ数 287
3. 書名 文正仁 『太陽政策 朝鮮半島の平和への道』	

1. 著者名 Mia Mahmudur Rahim, ed.	4. 発行年 2019年
2. 出版社 Springer Nature	5. 総ページ数 184
3. 書名 Code of Conduct on Transnational Corporations: Challenges and Opportunities	

1. 著者名 長谷川雄一、金子芳樹 編著	4. 発行年 2019年
2. 出版社 ミネルヴァ書房	5. 総ページ数 370
3. 書名 現代の国際政治 第4版	

1. 著者名 大曾根寛 他 編	4. 発行年 2019年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 736
3. 書名 福祉社会へのアプローチ 久塚純一先生古稀祝賀 上巻	

1. 著者名 吉村祥子 編著	4. 発行年 2018年
2. 出版社 東信堂	5. 総ページ数 282
3. 書名 国連の金融制裁 法と実務	

1. 著者名 Mitsuru Yamada and Miki Honda, eds.	4. 発行年 2018年
2. 出版社 Union Press	5. 総ページ数 234
3. 書名 Complex Emergencies and Humanitarian Response	

1. 著者名 山本武彦・玉井雅隆 編	4. 発行年 2017年
2. 出版社 志學社	5. 総ページ数 330
3. 書名 現代国際関係学叢書 第1巻 国際組織・国際制度	

1. 著者名 山本武彦・庄司真理子 編	4. 発行年 2017年
2. 出版社 志學社	5. 総ページ数 329
3. 書名 現代国際関係学叢書 第2巻 軍縮・軍備管理	

1. 著者名 進藤栄一・朽木昭文・松下和夫 編	4. 発行年 2017年
2. 出版社 花伝社	5. 総ページ数 332
3. 書名 東アジア連携の道を開く 低炭素社会・エネルギー・食料	

1. 著者名 渡邊啓貴・福田耕治・首藤もと子 編著	4. 発行年 2018年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 284
3. 書名 グローバル・ガバナンス学 主体・地域・新領域	

1. 著者名 臼井実穂子・奥迫元・山本武彦 編	4. 発行年 2017年
2. 出版社 志學社	5. 総ページ数 253
3. 書名 経済制裁の研究 経済制裁の政治経済学的位置づけ	

1. 著者名 Ksenia Kirkham	4. 発行年 2023年
2. 出版社 Routledge	5. 総ページ数 368
3. 書名 The Routledge Handbook of the Political Economy of Sanctions	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	山本 武彦 (Yamamoto Takehiko) (10210535)	早稲田大学・政治経済学術院・名誉教授 (32689)	
研究分担者	庄司 真理子 (Shoji Mariko) (20192627)	敬愛大学・国際学部・教授 (32502)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	本多 美樹 (Honda Miki) (30572995)	法政大学・法学部・教授 (32675)	
研究分担者	宮脇 昇 (Miyawaki Noboru) (50289336)	立命館大学・政策科学部・教授 (34315)	
研究分担者	坪内 淳 (Tubouchi Jun) (60303393)	聖心女子大学・現代教養学部・教授 (32631)	
研究分担者	玉井 雅隆 (Tamai Masataka) (60707462)	東北公益文科大学・公私立大学の部局等・准教授 (31502)	
研究分担者	臼井 実稲子 (Usui Mineko) (80257279)	駒沢女子大学・人文学部・教授 (32696)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計2件

国際研究集会 Round Table on Economic Sanctions at Ritsumeikan University	開催年 2018年～2018年
国際研究集会 地域文化学会 月例会・公開セミナー Roundtable: "African Solutions for African Security Challenges Beyond Narrative at Tokyo University of Marine Science and Technology	開催年 2018年～2018年

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関